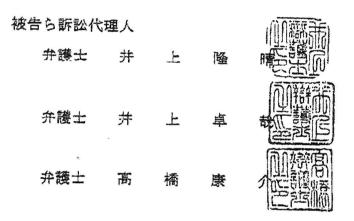
平成27年(ワ)第9316号 地位確認等請求事件 原 告 村 上 定 幸

被 告 宗教法人日本フリーメソジスト教団 外1名

準 備 書 面 (8)

平成29年7月7日

大阪地方裁判所 第5民事部 合議2A保 御中



原告の準備書面(7)に対する反論

1 原告は、宗教法人法12条1項12号は、同法同条同項5号乃至11号について具体的に教規、規則に定めた場合に限り、包括団体教規が岩出教会にも適用されると言っているのであって、岩出教会規則41条の如き抽象的かつ包括的な定めさえあれば、相互規定としての効力を有すると言っているわけではないと主張するが(原告準備書面(7)の1頁、IIの2項 - 以下、原告主張として括弧内で頁

等を表示しているのは、原告準備書面(7)の頁等である。)、本件では、教団教規 100条1項と教会規則7条に、それぞれ教会担当教師を教会の代表役員に充て る旨が具体的に規定されており、相互規定としての効力を有することは明らかで ある。

2 原告は、本件について原告を教会担当教師から解任したことを前提に解任権について主張しているが(2頁、III)、被告教団には解任に関する規定は存在せず、新年度に新たな任命がなされた際に、前年までの地位は当然に失われるものとされているのであって(畑野証人調書5頁)、本件においても、原告は巡回教師に任命されたことによって、被告教会の教会担当教師の地位は当然に失っているのであるから、解任権については問題となり得ない。

また、原告を被告教会の教会担当教師から、他の教会の教会担当教師に任命したり巡回教師に任命したりするに際しては、任地指定委員会の決定及び理事長の任命があれば足りるのであり、被告教会の責任役員会や教会総会の決議を経る必要はないし、そのような規定も存在しない(畑野証人調書7頁)。

3 原告は、木村(信徒代義員)は、まず教会規則17条を利用して岩出教会内で 牧師解任決議をさせたうえで、教団に解任申請するのが筋であり、いきなり岩出 教会抜きに任地指定委員会の権限を利用して、原告を解任した本件の牧師解任決 議は、手続違反として無効である、と主張する(3頁、IVの2項)。

しかし、教会規則17条は、教会総会及び責任役員会の決議を得て、教団選事 長に解任を申請することができると定めているが、選事長及びその前段階として 任地指定委員会は、独自に協議・検討のうえ、代表役員(すなわち教会担当教師) の地位を変更する決定をすることができるのであるから、教会規則17条の手続 が必要とされているものではない(規定上も「申請することができる」とされて いるにとどまる。)。

そのため、乙第6号証の文書についても、教会規則上正式な決議文書でなくと も、信徒代議員らから原告の牧師としての資質を問う旨の文書が理事長宛てに届 1 / 2 S P M ; 中神戸法律事務所

なお、原告は、乙第6号証の文書が戒規処分を求める文書であると主張しているが (3頁、IVの3項)、乙第6号証の内容からして、戒規処分を求める文書ではなく、牧師の交代を願い出るものであることは明らかであり、被告教団としても、戒規処分ではなく、原告の教会担当教師としての地位について検討すべく任地指定委員会に付したのであり、戒規処分を前提とする原告の主張は失当である。

- 4 原告は、畑野元理事長が、何とか密かに原告を岩出教会から排斥し教団から追放する手段として編み出したのが、理事長権限(教団教規104条)による巡回教師への転任決定であり、その前提として畑野元理事長が木村信徒代議員に指示して作成させたのが乙第6号証の申出書である旨主張するが(4頁、Vの2項)、この主張は、何らの根拠もないものであって、邪推としか言いようがない(5頁、VIの1項の主張も同様である。)。
- 5 原告は、牧師地位の剥奪決定は11月20日であり、中江・馬場委員がこれを原告に通告にきたのは11月25日であるから、これをもって原告の意見を聞いた等の畑野の証言は時間的にも矛盾する、と主張するが(5頁、VIの2項)、任地指定委員会が原告を巡回教師に任命すると決定したのは、12月11日開催の任地指定委員会においてであり、11月20日の任地指定委員会では「教会担当教師の任命を解く方向でいくことが協議され」ただけであって(答弁書6頁)、11月20日に牧師地位の剥奪決定をしたことを前提とする原告の主張は当たらない。

また、任地指定委員会は、平成26年7月に原告と木村からそれぞれの話を聴取したころから、原告と岩出教会の関係について見守っていたのであり、そのような経過のなかで、木村らからの申出書(乙6)が提出され、12月11日に任地指定委員会が原告を岩出教会の教会担当教師から外し、巡回教師に任命する旨

決定したところ、原告から経済的援助の申し出があったため、これについて任地 指定委員会と原告との間で何度かやり取りを経て、最終的に原告が希望する月額 13万円を2年間援助するということで原告も了承したのであり、平成27年2 月22日に原告を平成27年度から巡回教師に任命するとの発表を行うまでに、 任地指定委員会として原告の意向は十分に聴取している。なお、教団教規29条 2項は、当該教師の意見だけではく、数会の信徒代議員等の意見も尊重するよう 規定しているのであり、原告の希望が通らないからといって意見を尊重していな いことにはならない。

6 原告は、原告を巡回教師に任命することが実質的には戒規処分に該当し、任命権の濫用に該当すると主張するが(6頁、VII及びVII)、巡回教師として多くの活動している教師も存在しているのであり(甲26)、巡回教師への任命が実質的に戒規処分であるとの主張は、他の巡回教師を冒流するものである。

原告に巡回教師としての仕事の依頼がないかどうかは、原告が執務報告を提出 していないため不明であるが、そうだとすれば、それは原告に説教等を依頼しよ うとする教会等がないというだけである。被告教団は、原告を教会担当教師とし て任せることができないと判断したため、教会担当教師から巡回教師に任命した のであり、原告が教会の教師であることには変わりなく、教団から追放したもの でもないのであるから、実質的に戒規処分であるなどといわれるものではない。

7 原告は、教団から経済的措置として13万円の申し出があったと主張するが (8頁、IX)、経済的措置の申し出をしてきたのは原告である(乙15、畑野証人調書15,16頁)。

被告教団は、原告からの経済的援助の申し出を受けて、異例ではあったが、月 13万円を2年間給付することにしたのであり、巡回教師に本来このような給付 がないことは原告もよく知るところである(原告本人調警18頁)。

8 原告は、仮に巡回教師の任命が無効だといえない場合、原告は岩出教会牧師の 地位と巡回教師の地位を兼任することになると主張するが(8頁、X)、被告教 団においては、教会担当教師と巡回教師との兼任は制度として予定されておらず、そのような事例もない(畑野証人調書6頁)。

9 被告教団において、教会担当教師と巡回教師の任命権は理事長にあり(教団教規99条、104条)、理事長の任命は、任地指定委員会の決定をもとに行われるのであり、本件においては、原告が教会担当教師としてふさわしいかどうかにつき、任地指定委員会において協議した結果、過去に原告の任地が清水草薙教会から被告教会へと変更された経緯や、被告教会の信徒代議員を含む信徒らから原告が信任を得られていないことに鑑みて、教会担当教師としての資質に欠けると判断され、原告を平成27年度から巡回教師にするとの決定がなされ、当時の畑野理事長が原告を巡回教師に任命したものであり、同任命によって、原告は被告教会の教会担当教師の地位を失っているのである。